

梅ヶ枝中央会計

会社形態

Q 起業する場合、株式会社以外にどのような形式がありますか？
A 株式会社以外に合同会社(LLC)・有限責任事業組合(LLP)・NPO・組合の形式がありますが、それぞれの特徴・メリット・デメリットの検討が必要です。

	株式会社	合同会社	有限責任事業組合(日本版LLP)	NPO法人	企業組合
開業資金	制限なし	制限なし	制限なし	資本金は不要	制限なし
設立手続	比較的容易	比較的容易	比較的容易	所轄庁の認証が必要(申請から設立まで4ヶ月程度要する)。	事業計画等について行政庁のチェック
組織	会社法(取締役会の設置・株主総会の開催等)に従うため制約が多い	内部自治:組織構成と損益配分を定款で自由に定められる	内部自治:機関の設置義務がなく、組合契約書で自由な組織設計・運営が可能	理事3名以上、監事1人以上	3名以上の理事による理事会、監事等の機関の設置義務付け
課税関係	法人課税	法人課税	構成員(パススルー課税)制度 →組合員自身が他事業で生じた損益と損益通算が可能	収益事業以外の事業による所得には法人税が課されない	一部非課税は認められるが、基本的に法人税・地方税は必要
法人格	法人	法人	組合	法人名による契約や登記が行える	
責任	有限責任	有限責任	有限責任	出資概念がないため、責任規定なし	有限責任
資金調達	出資または融資	出資または融資	個人・法人問わず組合員(出資者)になれるため、資金調達しやすい。LLP名義で融資を受けることも可能。	助成金・補助金が受けやすい。 助成金・補助金・寄付・会費収入等。	出資、融資ともに可能。法人も組合員になれるようになった。中小企業高度化資金等の融資制度や公的支援を受けやすい。
構成員数	1名以上	2名以上	2名以上	10名以上	4名以上
設立費用	高い	株式会社に比べて安い	株式会社に比べて安い	なし	なし
組織変更	—	株式会社へ組織変更が可能	株式会社に組織変更ができない	株式会社に組織変更ができない	株式会社へ組織変更が可能
信用力	高い	株式会社に比べると低い	株式会社に比べると低い	高い	低い
その他		出資額に関係なく機関設計や損益配分が行える	法人税が課税されない組合形態のまま で有限責任性も実現	その他、設立に規制がある(分野が限定されており、かつ公益目的でなければならない) 事業年度毎に所轄庁に活動報告義務	意思決定は多数決が原則。議決権は出資価額に関係なく1人1票